

合志市危機管理基本方針

平成24年4月

目 次

第1章 総則	
1 目的	1
2 対象機関	1
3 定義	1
4 対象とする危機事象	1
5 危機管理体制の基本的な考え方	2
6 危機管理対応マニュアルの作成	2
7 合志市地域防災計画等との関係	2
第2章 危機管理の体制	
1 危機事象のレベルとその対応	3
2 対策本部等の設置	3
3 危機管理責任者の設置	4
4 危機管理監の職務	5
5 危機管理調整監の職務	5
第3章 危機事象への対応の基本的な考え方	
1 危機事象への対応	5
2 全庁的な対応への移行	6
3 職員の動員	6
第4章 応急対策	
1 情報の収集及び伝達	6
2 応急対策の実施	7
第5章 事後対策	
1 復旧対策の推進	8
2 被害者等への救援	8
第6章 広報活動	
1 市民等への情報提供	8
2 報道機関への情報提供	9
第7章 平常時における危機管理	
1 危機管理意識の向上	9
2 情報連絡網の整備	9

3 資機材等の整備	-----	10
4 関係機関との連携	-----	10

第8章 対応の評価と再発防止

1 対応の評価	-----	10
2 再発防止	-----	10
3 危機管理基本方針等の見直し	-----	10

【 資料編 】

別紙1 「危機レベル別の本部体制」	-----	資-1
別紙2 「危機事象発生時のフローチャート」	-----	資-2
別紙3 「危機レベルに応じた体制の概要」	-----	資-3
別紙4 「危機事象発生時の連絡系統図」	-----	資-4
別紙5 「危機事象発生状況報告書」	-----	資-5
参考資料 「危機管理対応マニュアルの構成例」	-----	資-6

第1章 総則

1 目的

合志市危機管理基本方針（以下「基本方針」という。）は、本市が実施する危機管理の基本的な考え方を定め、本市域及びその周辺において、様々な危機事象の発生及び発生するおそれがある事態に際し、速やかな対応を図ることにより、市民の生命、身体及び財産への被害を防止又は軽減することを目的とする。

なお、震災、風水害等の自然災害については、合志市地域防災計画に、武力攻撃事態等、緊急対処事態については、合志市国民保護計画に基づき対応することとする。

2 対象機関

この基本方針の対象機関は、市長、水道局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会とする。

3 定義

(1) 危機事象

不特定多数の市民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ又は生じるおそれのある不測事態及び市民生活に多大な不安を与える事態で次に掲げるものをいう。

ア 発生を事前に予知することが困難な事態又は予知が可能であっても、その発生を防止できない事態。

イ 平常時の業務の範囲及び体制では対処困難な事態。

(2) 危機管理

危機事象の原因と状況を把握・分析し、その危機事象によってもたらされる課題を想定することにより、被害や影響を回避・軽減し、最小限に抑制するための適切な対応を行うことをいう。

(3) 危機管理対応マニュアル

危機管理を円滑かつ適切に行うため、必要な対応策をまとめた手順書をいう。

4 対象とする危機事象

(1) この基本方針で対象とする危機事象は、次のいずれかに該当するものとする。

ア 市民の生命、身体及び財産に直接的な被害が生じる事態

イ 市民生活に重大な被害又は不安を与える事態

ウ 円滑な行政運営に支障を及ぼす事態

(2) この基本方針では、次に掲げる危機事象は除く。

ア 合志市地域防災計画で想定している災害

「震災」、「風水害」、「都市災害」

イ 合志市国民保護計画で想定している事態等

「武力攻撃事態等」、「緊急対処事態」、「武力攻撃災害」

ウ 合志市西部ガス基地等防災計画で想定している災害

「ガス基地等特別防災区域に係る災害」

エ 被害が直接的又は突発的でない事象

「財政危機」、「経済危機（企業倒産、大量失業）」、「職員の不幸事」等

対象とする危機事象	主な事例
市民の生命、身体及び財産に直接的な被害が生じる事態	所管施設及び関連施設での事件 （不審者等による殺傷事件等） 市主催イベント時の雑踏事故 公共工事における重大な事故 飼育している危険動物による事故
市民生活に重大な被害又は不安を与える事態	大規模な感染症の発生 化学物質・微生物・細菌等による事故の発生 家畜伝染病の発生 病害虫等の大量発生 光化学スモッグや糞尿、油流出による環境被害 大規模な食中毒の発生 上下水道施設の機能停止
円滑な行政運営に支障を及ぼす事態	議員、市幹部、市職員等への危害 情報システムやネットワークの機能停止 個人情報の流出・漏えい

5 危機管理体制の基本的な考え方

- (1) 様々な危機事象に即応し、関係部局が連携して対応できる体制を整備する。
- (2) 危機事象の情報を一元的に収集・管理する機能を整備する。
- (3) 全庁的な危機管理に関する実務を総括するため、危機管理監を配置する。
- (4) 危機管理監の下に危機管理調整監を配置する。

6 危機管理対応マニュアルの作成

- (1) 各部局は、所管する危機事象を迅速かつ的確に対処するため、関係部局及び関係機関等と十分に協議・調整を行い、危機事象別に危機管理対応マニュアル（以下「対応マニュアル」という）を作成する。
- (2) 総務課・危機管理調整監は、各部局が対応マニュアルを作成又は変更するときは、これを支援する。
- (3) 各部局は、対応マニュアルを作成又は変更した時は、速やかに危機管理監へ報告する。

7 合志市地域防災計画等との関係

合志市地域防災計画、合志市国民保護計画及び合志市西部ガス基地等防災計画で想定されている災害については、これらの計画に基づき対応する。

第2章 危機管理の体制

1 危機事象のレベルとその対応

- (1) 迅速な危機事象への対応を図るため、危機事象にレベルを設定し、そのレベルに対応した体制を確立する。
- (2) 危機事象のレベルの判断及び移行については、危機事象の所管部局（以下「所管部局」という）の情報に基づき次の者が判断する。
- ア 危機レベルⅠ・Ⅱ 危機管理監
- イ 危機レベルⅢ～Ⅴ 市長（危機管理監の意見具申により）

区分	危険レベル	内 容
危機事象の発生恐れ	レベルⅠ (監視レベル)	・危機事象が発生する可能性があるという情報があり、関係部局と総務課が連携・協力して、状況の確認等、情報収集に重点をおき、その推移を見極める事態。
	レベルⅡ (警戒レベル)	・危機事象が発生する可能性が高まっていることから、関係部局で警戒態勢を図り、必要に応じて警戒本部を設置する。
危機事象の発生	レベルⅢ (所管部局対応レベル)	・危機事象が発生したが、その被害や社会に与える影響が限定されることから、対策本部を設置せず所管部局で対応が可能な事態。
	レベルⅣ (対策本部設置レベル)	・危機事象が発生し、その被害の規模や社会に与える影響が大きいことから、対策本部を設置し、所管部局又は複数部局で対応する必要がある事態。
	レベルⅤ (全庁対応レベル)	・危機事象が発生し、その被害の規模や社会に与える影響が極めて大きいことから、対策本部を設置し、全庁的に対応する必要がある事態。

2 対策本部等の設置

(1) 設置

- ア 本市域における被害の規模や社会に与える影響が大きい危機事象に対応するため、対策本部又は警戒本部（以下「対策本部等」という）を設置する。また、特定の地域において応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な場合は、現地対策本部を設置する。
- イ 対策本部等の体制は、別紙1の「危機レベル別の本部体制」による。
- ウ 対策本部等の体制の移行については、被害の状況や社会的影響等により、危機管理監が関係部局の意見を参考に調整し、市長が判断する。
- エ 危機事象の所管部局は、対策本部を設置する必要があると判断するときは、危機管理監に対し、本部設置を要請することができる。
- オ 対策本部等は、次の者が設置する。
- (ア) 対策本部 ----- 市長（危機管理監の意見具申により）
- (イ) 警戒本部 ----- 危機管理監

(2) 組織・運営

- ア 対策本部等は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- イ 対策本部等の組織・運営に関する必要な事項は、別に定める。
- (3) 主な所掌事務
 - 対策本部等の主な所掌事務は、次のとおりとする。
 - ア 対応方針の決定及び実施
 - イ 被害状況、対策状況等の総合的な掌握
 - ウ 関係機関との連絡調整及び協力要請
 - エ 広報等に関する事項
- (4) 対策会議の設置
 - ア 危機事象が発生した場合に、対策本部における所掌事務を円滑に実施するため、対策本部に対策会議を設置する。
 - イ 発生した危機事象への対応が限られた部局に特定され対策本部を設置するに至らない場合は、対策本部とは別に対策会議を単独で設置することができる。
 - ウ 対策会議の構成員は、当該危機事象の主たる対応部長、関係課長等とし、危機レベルに応じて、次の者が召集し主宰する。
 - (ア) 所管部局対応（危機レベルⅢ・Ⅳ） ----- 当該危機事象の主たる対応部局の部長等
 - (イ) 全庁的な対応（危機レベルⅤ） ----- 危機管理監
 - エ 対策会議の主な所掌事務は、次のとおりとする。
 - (ア) 情報の収集並びに関係部局及び関係機関への情報提供
 - (イ) 応急対策の実施のための調整
 - (ウ) その他対策本部において必要とする事項

3 危機管理責任者の設置

- (1) 危機管理責任者の設置
 - ア 平常時における全庁的な危機管理体制の整備・強化を図るため、各部局に危機管理責任者を設置する。
 - イ 危機管理責任者は各部長等とする。
 - ウ 危機管理責任者は、部局における危機管理を総合的に推進するため、平素から危機管理監及び各部局との情報交換を密にするとともに、部局内の危機管理能力の向上に努め、所管する危機事象の対応マニュアル等の整備を図る。
- (2) 危機管理調整会議の設置
 - ア 平常時における危機管理に関する情報交換を行うとともに、危機管理体制の一層の充実と推進体制の強化を図るため、危機管理責任者を構成員とする危機管理調整会議（以下「調整会議」という）を設置する。
 - ウ 調整会議は、政策部長が必要に応じて招集し主宰する。

<危機管理責任者>

政策部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、事業部長、教育委員会教育部長、議会事務局長、会計管理者

主な責務

- ・ 部局における危機管理の総合的な推進
- ・ 部局における対応マニュアル等の整備

4 危機管理監の職務

(1) 応急対策の総合的調整

- ア 危機事象への対応が一体的かつ効率的に実施されるよう、関係部局が行う措置に関し、その進捗状況を把握し、総合的な調整を行う。
- イ 危機事象の所管が不明確又は複数部局に関係する場合は、市長の指示に基づき主たる対応部局を指定する。
- ウ 関係部局に対し、危機事象に関する資料若しくは情報の提供又は予防若しくは応急対応のための措置の実施を求めることができる。

(2) 情報の一元管理

- ア 危機事象が発生し又は発生するおそれがある場合、被害状況や応急対策等の情報を一元的に収集・管理する。
- イ 市民や報道機関への提供情報は、危機管理監が一元的に把握する。

(3) 市長への意見具申

- ア 危機管理の専門的な立場から、必要に応じて市長に意見の具申を行う。
- イ 所管部局から対策本部の設置要請があったとき、又は危機の規模が拡大するなど複数部局が連携して対応することが必要と認めるときは、対策本部の設置について、市長に意見の具申を行う。

(4) 警戒本部の設置

危機事象の発生が想定される場合に、事前の対策と連絡調整を円滑に実施するため、関係部局の情報に基づき警戒本部を設置する。

5 危機管理調整監の職務

危機管理調整監は、危機管理監の命を受けて、合志市地域防災計画等総務課交通防災班が分掌する事務の内、危機管理に関する事務、市に対する不当要求対策、その他の危機管理行政を推進する。

第3章 危機事象への対応の基本的な考え方

1 危機事象への対応

- (1) 危機事象への対応は、当該危機事象の所管部局が第一義的な責任をもって対応し、被害の発生及び拡大の防止のために万全な措置を講じる。
- (2) 危機事象の所管が不明確又は複数部局に関係する場合は、市長の指示に基づき主たる対応部

局を危機管理監が指定する。

- (3) 危機事象が複数部局に関係する場合は、主たる対応部局が中心となり、関係部局及び危機管理監と連携して対応を図る。
- (4) 被害の規模や社会に与える影響が大きい危機事象が発生し又は発生するおそれがある場合は、対策本部等を設置し、対応方針・応急対策等を協議し決定する。
- (5) 対策本部を設置せずに所管部局で対応する場合は、対策会議を開催し、対応方針・応急対策等を協議し決定する。
- (6) 危機事象への対応は、発生した危機事象の内容に応じ、各部局が作成する対応マニュアルや合志市地域防災計画における対策本部各部各班の分掌事務内容等を準用するなどして対応する。
- (7) 他の法令、要綱等により危機管理体制が整備されている場合は、当該体制により対応する。
- (8) 危機事象への対応は、概ね別紙2の「危機事象発生時のフローチャート」及び別紙3の「危機レベルに応じた体制の概要」とする。

2 全庁的な対応への移行

危機管理監の意見に基づき、市長が次の要件のいずれかに該当すると判断した場合は、全庁的な対応とする。

- (1) 所管部局では対応しきれない事情が認められ、又は懸念される状況
 - ア 被害・支障の広範性、広域性
 - イ 短期集中的に人員を投入する特別の事情
- (2) 応急対策が複数部局にわたり、その調整分担をひとつの指揮命令の元で実施する必要があると認められる場合
- (3) その他市の重要政策課題に係わる危機事象として認められる場合

3 職員の動員

- (1) 所管部局は、危機事象の態様や規模等により対応マニュアルに基づき、職員を動員する。

職員の動員については、当初から可能の限りの人員を投入し、事態を正確に把握できた時点で、適切な人員に縮小するなどの措置をとることを基本とする。
- (2) 所管部局は、夜間休日を含めた迅速かつ的確な対応が可能となる所要職員数が確保されるよう、非常参集要員を予め指定するとともに、非常参集のための情報連絡網を定めておく。

第4章 応急対策

1 情報の収集及び伝達

- (1) 情報管理等の一元化
 - ア 危機事象の発生直後は、特に情報が錯綜し、混乱するおそれがあるので、所管部局は情報管理の責任者を選任するなどして情報の一元化を図る。
 - イ 危機事象に関する情報については、所管部局で整理し、危機管理監のもと一元的に管理する。
- (2) 情報の収集

- ア 所管部局は、夜間休日を含め、危機事象が発生し又は発生するおそれがある場合は、現地において情報収集に努めるとともに、関係機関と連携して情報を収集する。
- イ 所管部局は、収集した情報を危機管理監へ報告するとともに、予め定められた情報連絡網に基づき、速やかに関係機関へ伝達し、情報の共有化を図る。
- ウ 情報の報告を受けた危機管理監は、速やかに関係部局へ情報を提供する。

(3) 情報内容の整理

- ア 危機事象の発生時においては、できる限り早い情報の入手が迅速な初動体制の確立のために不可欠であることから、第一報は完全な報告にこだわることなく、断片的な情報であっても速報し、詳細は追加情報として続報する。
- イ 危機事象の詳細が分かった時点での情報は、危機事象の態様により異なるが、概ね次の事項を中心に収集し整理する。
 - (イ) 危機事象発生の概要（時間、場所、内容等）
 - (ロ) 被害の発生状況及び被害の拡大に関する予測
 - (ハ) 応急対策の状況（関係機関の実施する措置等）
- (二) 市民生活への影響又は地域住民の避難の状況等

(4) 情報の伝達

- ア 危機事象の発生時の情報伝達は、別紙4の「危機事象発生時の連絡系統図」により行う。危機事象の発生時の情報を入手した部局（所管部局以外も含む）は、第一報及び被害状況等の速報を危機管理監まで可能な限り早く、口頭又は電話連絡、若しくは最も適切な方法により報告する。
- イ 第一報及び続報を口頭又は電話により行った場合、その後、速やかに別紙5の「危機事象発生状況報告書」により報告する。報告をファクシミリ又は電子メールによるときは、送信後直ちに電話により、送信した旨を伝える。
- ウ 危機事象の発生時の情報を入手した部局（所管部局以外も含む）は、人命救助に係る緊急事態に対しては、各部局の判断により消防局、警察へ通報する。
- エ 総務課が、危機事象に関する情報を入手した場合は、当該危機事象の所管部局へ情報を伝達する。

(5) 市長への報告

- ア 第一報及び被害状況等の速報は、危機管理監が市長へ報告し、市長からの指示事項があった場合は、速やかに関係部局に伝達する。
- イ 危機事象の詳細や応急対策の詳細は、所管部局長が市長へ報告し、原則として危機管理監が同席する。

2 応急対策の実施

(1) 基本的な方針

対策本部又は所管部局は、決定した対応方針に基づき、危機事象の発生時から、関係部局、関係機関と連携・協力し、市民の生命、身体を守ることを最優先に応急対策を実施する。

(2) 市民の安全確保

対策本部又は所管部局は、危機事象の発生現場及び周辺地域において、市民の生命・身体に危険が生じ又は生じるおそれがある場合には、必要に応じて消防局、警察等の関係機関等の協

力を得て、市民の安全確保のため最善な措置を講じる。

(3) その他の措置

対策本部又は所管部局は、医療救護、防疫対策、立入り制限等の各種制限措置などの措置が必要な場合は、関係機関との連絡調整を行い、必要な措置を講じる。

(4) 応援要請

対策本部又は所管部局は、危機事象が発生した場合、市のみの対応では十分対応できないと判断されるときは、国、熊本県、関係自治体、関係団体等に応援を要請する。

第5章 事後対策

1 復旧対策の推進

(1) 基本的な方針

対策本部又は所管部局は、危機事象の発生により市民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧対策を推進する。

(2) 安全の確認

ア 対策本部又は所管部局は、応急対策がおおむね完了したと認められるときは、関係機関と協力して、早急に危機事象の発生現場及び周辺地域の安全の確認を行い、立入り制限等の各種制限措置を解除する。

イ 対策本部又は所管部局は、危機事象の発生現場及び周辺地域の安全の確認がされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、市民への周知に努める。

(3) 公共施設の復旧

対策本部又は所管部局は、公共施設が被害を受けた場合は、速やかに復旧する。公共施設の復旧に長期を要する場合には、代替施設・機能の導入など必要な措置を講じる。

2 被害者等への救援

(1) 健康相談等の実施

対策本部又は所管部局は、危機事象の発生により、生活環境の変化等から生じる健康への著しい不安などに対処するため、必要に応じて関係機関等と連携し、心身の健康に関する相談などの必要な措置を講じる。

(2) 生活支援

対策本部又は所管部局は、危機事象の発生により、自己の力では生活の再建が困難と認められる被害者に対しては、関係機関と協議のうえ、生活再建支援の方策を速やかに講じる。

第6章 広報活動

1 市民等への情報提供

(1) 対策本部又は所管部局は、危機事象の発生の可能性の高い場合又は発生時において、被害の予防又は拡大を防止し、市民の安全・安心を確保するため、必要に応じて次の事項を中心に、

テレビ、ラジオ、広報紙、チラシ、防災無線、広報車、ホームページ、回覧板などあらゆる手段を通じて、迅速かつ的確に情報を提供する。

- ア 危機事象の状況
- イ 今後の見通し
- ウ 応急対策の実施状況
- エ 市民がとるべき適切な対応
- オ その他の関連情報

- (2) 対策本部又は所管部局は、必要に応じて、市民からの問い合わせ等に一元的に対応できるよう、専門の情報提供窓口を設置する。

2 報道機関への情報提供

- (1) 対策本部を設置して対応する場合の被害状況や応急対策等についての発表は、原則的に市長が行い、必要に応じて危機管理監及び所管部局が同席する。
- (2) 所管部局が対応する場合の被害状況や応急対策等についての発表は、所管部局が行い、発表後、速やかに危機管理監へ報告する。
- (3) 現地対策本部を設置した場合の現地での情報提供は、現地本部長が行い、発表後、速やかに対策本部に報告する。
- (4) 報道機関への情報提供については、その内容、発表時期及び方法等について広報担当部署と調整する。

第7章 平常時における危機管理

1 危機管理意識の向上

- (1) 組織の危機管理能力の向上
- ア 危機事象による被害の発生を防止や軽減が図られるよう、平常時より、想定される危機事象に対する備えを行う。
 - イ 総務課及び各部局は、対応マニュアルに即した行動がとれるよう、危機管理に関する図上訓練や個別活動訓練及び職員に対する研修を実施し、職員の危機管理能力の向上に努める。
 - ウ 各部局は、危機管理意識をもって、体制の整備や資機材の確保等を図るとともに、適宜それらの点検チェックを行う。
- (2) 職員の危機管理意識の向上
- 職員は、担当する事務について常に起こりうる危機事象を想定し、その対応策を検討するとともに、対応マニュアルを確認し、訓練や研修を通じて必要な知識や技術の向上に努める。
- (3) 市民に対する啓発
- 各部局は、被害の発生を防止や軽減が図られるよう、市民に対し、具体的な危機事象の発生を想定した啓発を関係部局・関係機関と連携して実施するよう努める。

2 情報連絡網の整備

- (1) 各部局は、危機事象に備え、夜間休日の勤務時間外の場合を含め、情報連絡網を整備し、職員に周知しなければならない。

(2) 各部局は、夜間休日の勤務時間外に危機事象が発生した場合の部局の窓口となる職員を指定し、総務課に報告する。

3 資機材等の整備

各部局は、危機事象の発生に備え、必要な資機材等を備蓄・整備するとともに、定期的な点検と取扱いの習熟に努める。備蓄に適さない資機材等について、危機事象が発生した場合に円滑に調達できるよう、関係者と協議・調整する。

4 関係機関との連携

各部局は、応急対策の実施について連携を必要とする関係機関と平常時から情報交換等を通じて連携強化を図るとともに、事前に連絡窓口を確認する。

第8章 対応の評価と再発防止

1 対応の評価

- (1) 各部局は、将来同様な危機事象が発生した場合の参考とするため、危機事象の原因、状況、対応策、課題などを取りまとめた「危機対応記録」（以下「対応記録」という。）を作成し、保存するものとする。
- (2) 対応記録の作成は、対策本部等を設置して対応した危機事象とする。
- (3) 対応記録の作成課は、当該対策本部等の事務局設置課とし、作成した対応記録は、総務課へ提出する。
- (4) 各部局は、対応記録を関係者ととも評価することにより、対応マニュアルの見直しや応急対策の改善に活用する。

2 再発防止

各部局は、危機事象の事後評価や類似事象に対する訓練などを通じて、応急対策について検証を行い、反省点の抽出や改善策の検討を行う。

3 危機管理基本方針等の見直し

基本方針や各部局の対応マニュアルについては、常に検証を加えて、必要に応じ柔軟に見直しを行う。